

毎週火・金曜日発行



秋田県公報

目次	ページ
告示	1
公告	3

番号	森 林 の 所 在 場 所			全 面 積		保安林指定 実測面積 (ヘクタール)	指定の目的	指 定 施 業 要 件				
	郡市	町村	(大字)	字	地番			台帳 (平方メートル)	実測 (ヘクタール)	伐採種別	標準伐期齢	間伐その他 特別の場合 の伐採に係 るもの
一	男鹿市			一向	二〇七の五九	六七	〇・〇〇六七	風害の防備				
二	北秋田郡	上小阿仁村		萩形	四 四の二 四の三 四の二 九二の二 九二の三 九二の四 九二の五 九二の六 九二の七 九二の八 九二の九 九二の一〇 九二の一四 九二の一七	一九六、 九八三 一、〇五六 八六七 一八、 八四八 二、 一九六 一九六、 八四八 〇・二一九六 〇・九六四 〇・五五〇 〇・五五〇 〇・五五〇 〇・七四二 〇・五一一五 〇・六九九 〇・三九九 〇・一八六 三、 二〇九六	一九・六九八三 〇・一〇五六 〇・〇八六七 一八・一八四八 〇・二一九六 〇・九六四 〇・五五〇 〇・五五〇 〇・七四二 〇・五一一五 〇・六九九 〇・三九九 〇・一八六 三・二〇九六	干害の防備				
三	潟上市			追分西	二六の七四 二六の七四 二の六	一五、 二〇八 三、 〇九六	一・五二〇八 三・二〇九六	公衆の保健				

- 告示**
- 保安林の指定の予定(四二〇・森林整備課)……………1
 - 平成十九年度砂利採取業務主任者試験の実施(四二一・河川砂防課)……………2
 - 証紙売りさばき人の指定事項の変更の届出(四二二・会計管財課)……………2
 - 証紙売りさばき場所の変更の承認(四二三・会計管財課)……………3
- 公告**
- 土地改良区の定款変更の認可(秋田地域振興局農林部)……………3

告示

秋田県告示第四百二十号
 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第二項の規定により、次の森林を保安林に指定する予定であるので、同法第三十条の二第一項の規定に基づき告示する。

平成十九年八月三十一日
 秋田県知事 寺田典城

	北秋田郡	上小阿仁村	沖田面	萩形	四 四の二	一九六、九八三	一九・六九八三	一九・六九八三
"	"	"	"	"	四の二	一、〇五六	〇・一〇五六	〇・一〇五六
"	"	"	"	"	四の三	八六七	〇・八六七	〇・八六七
"	"	"	"	"	九二の二	一八一、八四八	一八・一八四八	一八・一八四八
"	"	"	"	"	九二の三	二、一九六	〇・二一九六	〇・二一九六
"	"	"	"	"	九二の四	九六四	〇・九六四	〇・九六四
"	"	"	"	"	九二の五	五六〇	〇・五六〇	〇・五六〇
"	"	"	"	"	九二の六	五〇四	〇・五〇四	〇・五〇四
"	"	"	"	"	九二の七	七四二	〇・七四二	〇・七四二
"	"	"	"	"	九二の八	五一五	〇・五一五	〇・五一五
"	"	"	"	"	九二の九	六九九	〇・六九九	〇・六九九
"	"	"	"	"	九二の一〇	三五九	〇・三五九	〇・三五九
"	"	"	"	"	九二の一四	一八六	〇・一八六	〇・一八六
"	"	"	"	"	九二の一七	三四五	〇・三四五	〇・三四五

〔附属明細書〕は、省略し、農林水産部森林整備課及び北秋田地域振興局農林部、秋田地域振興局農林部並びに関係市役所及び上小阿仁村役場に備え置いて縦覧に供する。)

秋田県告示第四百二十一号

砂利採取法（昭和四十三年法律第七十四号）第十五条第一項の規定により、次のとおり平成十九年度砂利採取業務主任者試験を実施するので、砂利採取業者の登録等に関する規則（昭和四十三年通商産業省令第八十号）第八条の規定に基づき、公告する。
平成十九年八月三十一日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 試験の日時及び場所
 - (一) 日時
平成十九年十一月九日（金）午前十時から正午まで
 - (二) 場所
秋田市山王三丁目一番一号 秋田県庁第二庁舎 八階 大会議室
- 二 試験科目
 - (一) 法令
砂利の採取に関する法令
 - (二) 技術
砂利の採取に関する技術的な事項（基本的な土木及び河川工学に関する事項を含む）
- 三 受験資格
年齢、性別及び学歴は問わない。
- 四 受験申込みに必要な書類
受験願書

秋田県で印刷した所定用紙

- (一) 履歴書
秋田県で印刷した所定用紙
- (二) 写真
受験願書提出前六月以内に脱帽、無背景で上半身を正面から撮影した縦十一センチメートル、横八センチメートル（手札形）のもので、その裏面に、氏名、年齢及び撮影年月日を記載したもの 一枚

受験願書及び履歴書用紙の配付

- (一) 期間及び時間
土曜日、日曜日及び祝日を除き、平成十九年九月三日（月）から同年十月十二日（金）までの午前九時から午後五時まで
- (二) 場所
秋田県内の各地域振興局建設部

受験願書の受付

- (一) 期間及び時間
土曜日、日曜日及び祝日を除き、平成十九年九月十日（月）から同年十月十二日（金）までの午前九時から午後五時まで
- (二) 場所
秋田県内の各地域振興局建設部

受験手数料

- (一) 七千六百円
- (二) 納付方法

受験願書を提出する際、秋田県証紙により納付すること。

- 八 合格者の発表
合格発表は合格者に通知して行うほか、平成十九年十二月五日（水）に県庁正面、秋田地方総合庁舎及び各地域振興局庁舎の公告掲示板に掲示するとともに、秋田県公報に掲載する。
- 九 試験結果の開示請求
(一) 開示内容
科目別得点及び総合得点
- (二) 開示請求の受付期間
土曜日、日曜日及び祝日を除き、平成十九年十二月五日（水）から平成二十年一月四日（火）の午前九時から午後五時まで
- (三) 開示する場所
秋田県建設交通部河川砂防課及び秋田県内の各地域振興局建設部

試験についての問い合わせ先

- (一) 秋田県建設交通部河川砂防課（電話〇一八―八六〇―二五一一）
- (二) 又は秋田県内の各地域振興局建設部

秋田県告示第四百二十二号

秋田県財務規則（昭和三十九年秋田県規則第四号）第五十七条第一項の規定により、次のとおり証紙の売りさばき人の指定事項の変更の届出があったので、同規則第五十九条の規定に基づき、

告示する。

平成十九年八月三十一日

秋田県知事 寺 田 典 城

売りさばき人の事務所の所在地及び名称	変更後	変更前
秋田市山王三丁目七番九号 社団法人秋田県危険物安全協会連合会	秋田市中通六丁目七番九号 社団法人秋田県危険物安全協会連合会	秋田市中通六丁目七番九号 社団法人秋田県危険物安全協会連合会

秋田県告示第四百二十三号

秋田県財務規則（昭和三十九年秋田県規則第四号）第五十七条第四項の規定により、次のとおり証紙の売りさばき場所の変更の

1ページ表中

は

ケアセンターほほえみ	株式会社五十嵐企画 代表取締役	山本郡三種町森岳字木戸沢百十五番地十六	介護予防通所介護	平成十九年六月二十六日
ケアセンターほほえみ	株式会社五十嵐企画 代表取締役	山本郡三種町森岳字木戸沢百十五番地十六	介護予防通所介護	平成十九年五月一日

の誤り

承認をしたので、同規則第五十九条の規定に基づき、告示する。

平成十九年八月三十一日

秋田県知事 寺 田 典 城

売りさばき人の事務所の所在地及び名称	変更後	変更前
秋田市山王三丁目七番二十一号 社団法人秋田県危険物安全協会連合会	秋田市山王三丁目七番二十一号（秋田県石油会館内）	秋田市中通六丁目七番九号（秋田県畜産会館内）

公 告

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項

の規定により、南秋田郡五城目土地改良区から申請があつた定款変更について、平成十九年八月二十三日認可したので、同条第三項の規定に基づき、公告する。

平成十九年八月三十一日

秋田県知事 寺 田 典 城

正 誤

ページ	段	行	誤	正
-----	---	---	---	---

平成十九年八月十七日（第千九百三号）掲載の秋田県告示第四百一号（生活保護法による介護機関の指定）（原稿誤り）

発行者

秋田県

購読料金

秋田市山王四丁目一番一号
一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社松原印刷社
電話 0862-876600 FAX 0863-000505
E-mail: matsubarara@matsubarainatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄